行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
20191120	英田交通株式会社 法人番号（7260001 02709） 代表者田中満晴	岡山県美作市入田225番地3	本社	岡山県美作市栄町187番地8	処分日車数50日車のため、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準 3．（6）により文書警告	道路運送法第27条第3項	継続監視の監査対象であることを端緒に令和元年10月2日、同年11月5日及び同年11月8日に一般監査を実施。5件の違反が認められた。（1）運送引受書の記載事項義務違反（旅客自動車運送事業運輸規則（以下運輸規則）第7条の2第1項）（2）乗務等の記録事項義務違反（運輸規則第25条第2項）（3）運行記録計による記録義務違反（運輸規則第26条第1項）（4）乗務員台帳の記載事項義務違反（運輸規則第37条第1項）（5）初任運転者に対する適性診断受診義務違反（運輸規則第38条第2項）	5	5
20191127	有限会社澤田交通 法人番号（6260002 022556 ） 代表者笠井暢人	岡山県都窪郡早島町大字早島585－1	本社	岡山県都窪郡早島町大字早島585－1	文書警告	道路運送法第27条第3項	継続監視の監査対象であることを端緒に令和元年11月5日及び同年11月19日に一般監査を実施。6件の違反が認められた。（1）運送引受書の記載事項義務違反（旅客自動車運送事業運輸規則（以下運輸規則）第7条の2第1項）（2）点呼の記録事項義務違反（運輸規則第24条第5項）（3）乗務等の記録事項義務違反（運輸規則第25条第2項）（4）運行指示書の記載事項義務違反（運輸規則第28条の2第1項）（5）乗務員台帳の記載事項義務違反（運輸規則第37条第1項）（6）運転者に対する指導監督義務違反（運輸規則第38条第1項）	0	0